利 用 上 の 注 意

商業統計調査は，統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり，商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。商業統計調査は周期調査であり，平９年以降の調査から５年ごとに実施し，その中間年（調査の２年後）に簡易な調査を実施している。

また，経済センサスの創設に伴い，商業統計調査は経済センサス‐活動調査実施年の２年後に実施することとなり，今回は総務省所管の経済センサス‐基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

この統計表は，平成26年７月１日現在で実施した商業統計調査結果のうち，小売業を営む事業所については「１　業態区分の定義」により再集計したものである。

**１　業態分類の定義**

業態分類の定義は，別表の「業態分類表」のとおりである。

**２　主な用語の説明**

1. **事業所（商業事業所（小売））**

一定の場所で，主として個人消費用又は家庭消費用の商品を販売する事業所をいう。

事業所には次のものが含まれる。

ア　個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ　産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ　商品を販売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所

修理料収入額の方が多くても，同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし，修理のみを専業としている事業所は，修理業｛大分類Ｒ－サービス業（他に分類されないもの）｝とし，修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ　製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば，菓子店，パン屋，豆腐屋，調剤薬局など。

なお，商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は，製造業（大分類Ｅ）に分類される。

オ　ガソリンスタンド

カ　主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても，商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で，主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ　別経営の事業所

官公庁，会社，工場，団体，遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

1. **単独事業所**

他の場所に同一経営の本店，支店，支社，営業所などを持たない事業所（１企業１事業所）をいう。

1. **本店**

他の場所に同一経営の支店，支社，営業所などがあって，それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお，本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は，社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし，他の事業所は「支店」とする。

1. **支店**

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい，支店，支社の名称をもつ事業所のほか，営業所，売店，出張所，企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また，上位の本店などの統括を受ける一方，下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

1. **従業者及び就業者**

平成26年７月１日現在で，当該事業所の業務に従事している従業者，就業者をいう。

従業者とは「個人業主」，「無給家族従業者」，「有給役員」，「常用雇用者」の計をいい，就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

ア　「個人業主」とは，個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

イ　「無給家族従業者」とは，個人業主の家族で賃金・給与を受けず，ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

ウ　「有給役員」とは，法人，団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

エ　「「常用雇用者」とは，「正社員・正職員」，「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で，次のいずれかに該当する者をいう。

(ｱ) 期間を決めずに雇用されている者

(ｲ) １か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ｳ) 平成26年の５月，６月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

オ　「臨時雇用者」とは，常用雇用者以外の雇用者で１か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

カ　「他からの出向・派遣従業者」とは，別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

キ　「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは，従業者及び臨時雇用者のうち，別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

ク　「パート・アルバイトなどの８時間換算雇用者数」とは，パート・アルバイトなどの従業者について平均的な１日当たりの労働時間である８時間に換算したもの。

1. **年間商品販売額**

平成25年１月１日から平成25年12月31日までの１年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって，土地・建物などの不動産及び株券，商品券，プリペイドカード，宝くじ，切手などの有価証券の販売額は含めない。

1. **その他の収入額**

平成25年１月１日から平成25年12月31日までの１年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料，製造業出荷額，飲食部門収入額，サービス業収入額などの商業活動(商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

1. **商品販売形態**

ア　店頭販売

 　 店頭で商品を販売した場合をいう。なお，ご用聞き及び移動販売も含む。

イ　訪問販売

 　 訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

ウ　通信・カタログ販売

 　 カタログ，テレビ，ラジオ等の媒体を用いてＰＲを行い，消費者から郵便，電話，ＦＡＸ，銀行振込などの通信手段による購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。

エ　インターネット販売

 　 インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。

オ　自動販売機による販売

 　 商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

カ　その他

生活協同組合の「共同購入方式」，新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

1. **セルフサービス方式**

「セルフサービス方式」とは，①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること，②店に備え付けられている買物カゴ，ショッピングカート，トレーなどにより，客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること，③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において，客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること，の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50％以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として，総合スーパー，専門スーパー，ホームセンター，ドラッグストア，コンビニエンスストア，ワンプライスショップ，大型カー用品店などがある。

**(10) 　売場面積**

平成26年７月１日現在で，事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶，屋外展示場，配送所，階段，連絡通路，エレベーター，エスカレーター，休憩室，洗面所，事務室，倉庫等，また，他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし，牛乳小売業（宅配専門），自動車（新車・中古）小売業，建具小売業，畳小売業，ガソリンスンド，新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

**(11) 　来客用駐車場**

平成26年７月１日現在で，来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお，ガソリンスタンドについては調査をしていない。

ア　専用駐車場

自己所有又は契約等により，その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

イ　共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており，その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

ウ　収容台数

専用駐車場で，満車の状態で収容できる台数をいい，一日の延べ収容台数ではない。

**３　集計と編集**

平成26年商業統計調査結果の編集は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 主　な　内　容 |
| 平成26年商業統計調査結果報告（平成28年３月公表） | 産業分類別の従業者規模等の階級別統計表市区町別の産業分類別統計表商品分類別の市区別統計表 |
| **平成26年広島県の業態別小売業****（本調査報告書）** | **小売事業所の市区町別・業態別統計表** |
| 平成26年広島県の商店街（平成29年２月公表） | 小売事業所の市区町別・立地環境特性別統計表 |

**４　記号及び注記**

（１）この報告書の数値は，本県で独自に集計したものである。

（２）集計に用いた市町区域は，調査日現在（平成 26年７月１日）による。

（３）統計表中のＸは，その数字に該当する事業所数が１又は２の場合，その秘密を保護するために，数字を秘匿したことを示す。

なお，秘匿数字が推計できる場合には，事業所数が３以上でもＸで秘匿した。

（４）構成比及び年間商品販売額については，単位未満を四捨五入したため，総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

（５）記号の用法は，次のとおりとした。

「－」：実績数値のないもの 「０」，「０．０」：四捨五入による単位未満のもの

「Ｘ」：数字を秘匿したもの 「▲」：マイナス

（６）この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県総務局統計課商工統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10－52

ＴＥＬ (082)513－2542（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（別　　表）

**「業態分類表」**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | セルフ方式（注１） | 取扱商品等（注２） | 売場面積 | 営業時間 | 備考 |
| **１　百貨店** | × | 産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所 |  |  | 産業分類　「561百貨店,総合スーパー」とは，衣，食，他（＝住）にわたる各種商品を小売し，そのいずれも小売販売額の10％以上70％未満の範囲内にある事業所で，従業者が50人以上の事業所をいう。 |
|  | (１)　大型百貨店 | 3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上） |
| (２)　その他の百貨店 | 3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満） |
| **２　総合スーパー** | ○ |  |  |
|  | (１)　大型総合スーパー | 3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上） |
| (２)　中型総合スーパー | 3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満） |
| **３　専門スーパー** | ○ |  | 250㎡以上 |  |  |
|  | (１)　衣料品スーパー | 衣が70％以上 |
| (２)　食料品スーパー | 食が70％以上 |
| (３)　住関連スーパー | 住が70％以上 |
|  | うちホームセンター（注４） | 住関連スーパーのうち「60211　金物」+「60221　荒物」+「60421　種・種苗」が0％を超え70％未満 |
| **４　コンビニエンスストア** | ○ | 飲食料品を扱っていること | 30㎡以上250㎡未満 | 14時間以上 | 「飲食料品」とは，商品分類番号の上位２桁が58のものをいう。産業分類「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。 |
|  | うち終日営業店 |  | 終日営業 |
| **５　広義ドラッグストア** | ○ | 以下のいずれかに該当する事業所・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所・「603　医薬品・化粧品」を小売販売額全体の25％以上取扱い，かつ，「60321　一般医薬品」を扱っている事業所 |  |  | 産業分類「6031ドラッグストア」とは，産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に付けされた事業所のうち，セルフサービス方式を採用しており，「60321　一般用薬品」を扱っている事業所をいう。 |
|  | うちドラッグストア | 産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 |
| **６　その他のスーパー** | ○ | ２，３，４，５以外のセルフ店 |  |  |  |
|  | うち各種商品取扱店（注３） |
| **７　専門店** | × |  |  |  |  |
|  | (１)　衣料品専門店 | 571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90％以上 |
| (２)　食料品専門店 | 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 |
|   | (３)　住関連専門店 | 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上 |
| **８　家電大型専門店** | × | 産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所 | 500㎡以上 |  |  |
| **９　中心店** | × |  |  |  |  |
|  | (１)　衣料品中心店 | 衣が50%以上（１，７，８，11に該当する小売店を除く） |
| (２)　食料品中心店 | 食が50%以上（１，７，８，11に該当する小売店を除く） |
| (３)　住関連中心店 | 住が50%以上（１，７，８，11に該当する小売店を除く） |
| **10　その他の小売店** | × | １，７，８，９，11以外の非セルフ店 |  |  |  |
|  | うち各種商品取扱店（注３） |
| **11　無店舗販売** （注５） | × | 訪問販売＋通信・カタログ販売＋インターネット販売＋自動販売機による販売が100％ | 0㎡ |  |  |
|  | うち通信・カタログ販売，インターネット販売 | 無店舗販売のうち，通信・カタログ販売＋インターネット販売が80％以上 |

（注１）　「セルフ方式」とは，売場面積の50％以上について，セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

（注２）　「取扱商品等」欄の３桁及び４桁の番号は，商品分類番号である。また，「衣」，「食」，「住」とは，商品分類番号の上位２桁で衣（57），食（58），住（59，60）に分類して集計したものをいう。

（注３）　「各種商品取扱店」とは，「569その他の各種商品小売業」に格付けされ，かつ，コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって，「６．その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所，「10．その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

（注４）　業態分類「うちホームセンター」に分類される条件と，産業分類「6091ホームセンター」に格付けられる条件（以下に該当する事業所）は同一ではない。

　　　　・セルフサービス方式を採用し，売場面積500㎡以上で，商品分類「60211金物」，「60221荒物」及び「60421苗・種子」のいずれかを扱っている事業所

（注５）　産業分類「61無店舗小売業」とは，販売形態のうち店頭販売の割合が0％及び売場面積が0㎡の事業所をいい，業態分類「11．無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。